

財政援助団体等監査結果報告

〔須磨ヨットハーバー運営共同事業体〕

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	よこはた和幸

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和4年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

須磨ヨットハーバー運営共同事業体（以下「指定管理者」という。）における神戸市からの公の施設の指定管理（神戸市立須磨ヨットハーバー）に係る出納その他の事務で、主として令和3年度執行の事務

2 監査の期間

令和4年8月26日～令和5年3月17日

3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 神戸市立須磨ヨットハーバー（以下「施設」という。）

施設は、神戸市民の海洋性スポーツの振興及び海洋思想の普及を図ることを目的として設置されており、施設の概要は第1表のとおりである。

第 1 表 施 設 の 概 要

項 目	南ハーバー	北ハーバー
所 在 地	須磨区若宮町1丁目1番4号	須磨区若宮町1丁目3番2号
面 積	約56,000㎡	約15,000㎡
収 容 隻 数	288隻	—
開 設 年 月	昭和53年7月	昭和35年7月
係 留 施 設	浮棧橋：主棧橋5基、補助棧橋54基 係船浮標：10基（ビジター用）	係留施設（固定式棧橋及び浮棧橋）は老朽化のため、平成29年度より使用禁止。陸置についても令和4年度より使用禁止。
上 下 架 施 設	揚艇クレーン：定格 25 t（主）、3.5 t（補助）、0.4 t（ジブ） 斜路（船揚場）：幅員24m 無線操作装置（テレコン装置）：2基	斜路（船揚場）：大型用幅員7m、小型用幅員：80m ウィンチ：1基（巻上能力1 t）
陸 上 保 管 施 設	ボートヤード、修理ヤード（コンクリート舗装、係船環、路面表示、排水工を含む） 船台：7基	ボートヤード（コンクリート舗装） 艇庫：1棟
給 油 施 設	10kl×3基 給油用浮棧橋：2基	
ヨ ッ ト ハ ウ ス	鉄骨4階 延床面積：1,252.85 ㎡ 1階：事務室、海の駅、ヨットクラブ室、更衣・ロッカー室、シャワー室、船具庫 2階：研修室、事務室 3階：展望デッキ 4階：レストラン	
開 館 時 間	5月から9月：9時から18時、10月から4月：9時から17時	
休 港 日	火曜日、12月29日から1月3日	
駐 車 場	186台収容	

(2) 指定管理者及び選定理由

ア 指定管理者 須磨ヨットハーバー運営共同事業体
代表者 一般財団法人神戸観光局
(その他の構成員) 株式会社ヤマハ藤田

イ 選定理由

指定管理者候補者の選定にあたっては3団体から提案があり、提出を受けた提案図書について、申請者に関する項目、地域経済の活性化に関する項目、事業計画等を選定基準に基づいて審査を行い、指定管理者選定評価委員会で選定されている。

(3) 指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日（5年間）

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、施設の利用及びその制限並びに秩序の維持及び安全確保に関する業務、施設の利用者から施設の利用料金の収受に関する業務、施設の維持管理に関する業務等であり、主な業務量の比較は第2表のとおりである。

第 2 表 業 務 量 の 比 較

(単位 比率：%)

項 目	令和3年度	令和2年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
保 管 艇 数	245艇	235艇	10艇	4.3
利 用 艇 数	106艇	196艇	△90艇	△45.9

(5) 指定管理料等

指定管理業務に係る指定管理料、利用料金収入は第3表のとおりである。

第 3 表 指 定 管 理 料 等 の 比 較

(単位 金額：千円 比率：%)

項 目	令和3年度	令和2年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	金 額		
指 定 管 理 料	－ (利用料金制)	－ (利用料金制)	－	－
利 用 料 金 収 入	147,412	138,982	8,429	6.1

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は神戸市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する令和3年度の総合評価は5段階評価（AAA、AA、A、B、C）のうち、AA（提案内容の達成度や過去の運営実績との比較を踏まえ、概ね良好をやや上回る管理運営がなされている。）となっており、その所見を要約すると、「施設の維持管理について、協定どおり適正に実施されている。公共ヨットハーバーとしての役割を果たすべく、利用者だけでなく一般市民も対象とした体験乗船会などの継続開催に加え、小中学生等を対象とした実証航海などの海洋学習を行い、子どもから大人まで幅広く海洋思想等の普及に貢献したことは評価できる。また、再整備される須磨海浜水族園との連携を模索し、新たな利用者ニーズへの対応を続けている。

さらに、レストランの運営により、他マリーナからボートで来航して食事を楽しむというトレンドを確立させていることなど高く評価できる。昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響は大きかったものの、マリーナ利用者以外の一般市民が数多く訪れ、大幅な集客増となり、年間を通じて須磨海岸を楽しむスポットの一役を担っている。

一方、利用者アンケート調査の結果からは、利用料金、設備の利便性や設備の老朽化に対する不満の声が多いなど、利用者の満足度は決して高いとは言い切れないため、今後も多面的に利用者ニーズへの対応を続け、質の高いサービスの提供を目指していくことを期待する。」などとなっている。

5 監査の結果

施設の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 指摘事項

ア 利用料金の額の算定を適正に行うべきもの

市長の承認を得て指定管理者が定めている利用料金の内、係留場所及び陸置場所の一般利用に係る料金の額は、次のように定められている。

種別		一般利用に係る額 (1隻1日につき)	
ディンギー、スポーツ用漕艇又は水上オートバイの陸置		1,708円	
上記以外の艇	係留又は陸置	5メートル以下のもの	3,520円
		5メートルを超え6メートル以下のもの	4,117円
		6メートルを超え7メートル以下のもの	4,693円
		7メートルを超え8メートル以下のもの	5,290円
		8メートルを超えるもの	5,290円に8メートルを超える1メートルにつき、1,655円を加えた額
浮棧橋係留		上記の額に1.2を乗じて得た額	

令和4年度において、浮棧橋係留の1日の一般利用に係る利用料金について、額の算定を誤って徴収している次の事例があった。

(ア) 艇長 8.64 メートルの艇について、8,334 円 $((5,290+1,655) \times 1.2)$ とするべきところ、6,945 円 $(5,290+1,655)$ 、1,389 円過少に徴収していた事例。

(イ) 艇長 6.15 メートルの艇について、5,631 円 $(4,693 \times 1.2)$ とするべきところ、6,348 円 $(5,290 \times 1.2)$ 、717 円過大に徴収していた事例。

誤って徴収した利用料金について、過少に徴収したものについては追徴し、過大に徴収したものについては返還するとともに、誤徴収に至った原因を明らかにした上で再発防止に努め、適正な料金徴収を行うべきである。

イ 利用料金返還の基準を市長の承認を得て定めるべきもの

神戸市立須磨ヨットハーバー条例第8条第4項では、「指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還し、又は利用料金を減額し、若しくは免除することができる。」と定められている。

指定管理者は、船席や船具ロッカーの専用利用料金について、艇が退出した日の属する月の翌月分より月割りで、起算月から年度末月までの金額の内未納金等を減額した残金（未納金等が無ければ全額）を返還しているが、その基準を市長の承認を得て定めていなかった。

指定管理者は、利用料金の返還について、市長の承認を得てその基準を定めた上で行うべきである。

また、神戸市所管局は、指定管理者に対して必要な手続きを行うよう、指導するべきである。

ウ 再委託の承諾手続きを適正に行うべきもの

指定管理協定書第 11 条では、指定管理者は、業務の執行にあたり、当該業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならず、業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は事前に神戸市の承諾を受けることとなっており、その際、当該契約書の写し等を神戸市に提出しなければならないとされている。

これに基づき指定管理者は、神戸市の事前の承諾を受けて、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間、管理業務のうち、機械警備業務、警備業務、清掃業務、揚降設備点検業務、駐車場管理業務について、第三者に再委託している。

しかし、当該業務にかかる平成 31 年 4 月 1 日以降の再委託については、神戸市の事前の承諾を受けていなかった。

また、貯水槽清掃業務、エレベーター保守業務、受電所保守点検業務についても、第三者に業務を再委託等しているが、これらについても、神戸市の事前の承諾を受けていなかった。

指定管理者は、協定書に基づいて適正に申請を行い、神戸市の承諾を受けるべきである。

また、神戸市所管局は適正な事務処理が行われるよう指定管理者を指導するとともに、当該契約の内容を確認するべきである。

エ 物品の管理を適正に行うべきもの

指定管理協定書第 15 条では、指定管理者が作成し、神戸市に提出しなければならない報告書の種類、作成単位及び提出期日が定められており、その内の備品管理簿については、購入、廃棄及び破損した備品に係るものについては四半期ごとに作成し、各四半期終了後 25 日以内に提出するとともに、各年度末の状態で作成したものについては各年度終了後 25 日以内に提出することが定められている。

指定管理者は、独自様式の備品管理簿を作成して備品管理を行っていたものの、協定書で定められた神戸市への報告は行われていなかった。

これについては、平成 29 年度の財政援助団体等監査において、指定管理者である同共同事業体の代表者（合併前の一般社団法人神戸港振興協会）に対する監査で、同様の不備について指摘しているが、繰り返されている。

また、神戸市所管局においては、神戸市港湾事業会計に適用される神戸市の地方公営企業法

の財務規定等を適用する事業の会計規則に基づく備品に関する帳簿が整備されていなかった。

指定管理者は、同様の不備を繰り返さないよう徹底し、協定書に基づく適正な事務執行を行うべきである。

また、神戸市所管局は、協定書等に基づき適正な事務処理を行うよう指定管理者を指導するとともに、備品に関する帳簿を整備し、神戸市に属する物品を特定、把握するべきである。

オ 自主事業を実施する際に必要な行政財産目的外使用許可を受けるべきもの

地方自治法第238条の4第7項では、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と定められている（行政財産の目的外使用許可）。

神戸市立須磨ヨットハーバー指定管理者応募要領（平成29年7月）の「5 指定管理者が行う業務（8）現在の自主事業の状況と提案を求める自主事業」では、「飲食業や物品販売業などヨットハーバーの設置目的外の事業については、本市から行政財産の目的外使用許可を受け、市へ使用料を納めていただきますが、収入は指定管理者のものとしします。」「また、4階レストラン跡空きスペースで行う事業について、指定管理者が自ら行う場合は、目的外使用料を免除します。」と記載されている。

指定管理者は自主事業として、南ハーバーの管理棟1階において物品販売業を、4階において飲食業を行っているが、行政財産目的外使用許可を受けておらず、使用料の支払若しくは減免申請を行った上での使用料免除を受けていなかった。

指定管理者は、施設の設置目的外の事業を実施するに当たっては、使用許可を受けた上で行うべきである。

また、神戸市所管局は、指定管理者に対して必要な手続きを行うよう指導するべきである。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。